

# 第46回全国左官技能競技大会 (九州ブロック会福岡)

## 《実施要領書》

時期 平成27年9月4日(金)～7日(月)

場所 公益財団法人アクロス福岡「イベントホール」  
〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目1番1号  
TEL092-725-9111

主催 一般社団法人日本左官業組合連合会  
(担当ブロック会 日左連九州ブロック会)  
(担当幹事県連 福岡県左官業組合連合会)

後援 内閣府・国土交通省・厚生労働省  
福岡県・福岡市・静岡県賀茂郡松崎町  
一般財団法人建設業振興基金  
一般社団法人日本建設業連合会  
一般社団法人全国建設業協会  
一般社団法人全国技能士会連合会  
中央職業能力開発協会

## 第46回全国左官技能競技大会本部委員・実行委員及び審査委員名簿

### 「本部委員会」

委員長	守屋	清	(東京都・日左連会長)
委員	天野	禎二	(山形県・日左連副会長)
委員	長谷川	哲義	(群馬県・日左連副会長)
委員	石河	公一	(東京都・日左連副会長)
委員	村林	照夫	(静岡県・日左連副会長)
委員	邑智	保則	(大阪府・日左連副会長・近畿ブロック会)
委員	国土交通省土地・建設産業局		
委員	厚生労働省職業能力開発局		
委員	出村	良治	(北海道・北海道ブロック会長)
委員	千葉	正勝	(宮城県・東北ブロック会長)
委員	根子	清	(茨城県・関東ブロック会長)
委員	佐久間	義晴	(新潟県・甲信越ブロック会長)
委員	小石	嵩明	(岐阜県・東海ブロック会長)
委員	丸山	喜鶴	(広島県・中国ブロック会長)
委員	安部	一夫	(香川県・四国ブロック会長)

### 「実行委員会」

担当副会長	橋本	喜久雄	(福岡県・日左連副会長・九州ブロック会長)
委員長	茂山	幸裕	(福岡県・日左連理事)
副委員長	岩下	勉	(福岡県)
委員	木山	幸二	(福岡県)
委員	山本	忠和	(京都府)
委員	島田	宰任	(福井県)
委員	受川	忠永	(四国ブロック会・愛媛県) ※次期開催県
委員	亀田	伸	(四国ブロック会・愛媛県) ※次期開催県

### 「審査委員会」

委員長	越猪	正高	(九州ブロック会・熊本県)
委員	田村	直敏	(甲信越ブロック会・新潟県)
委員	小倉	道生	(東海ブロック会・岐阜県)
委員	夏見	久志	(北陸ブロック会長・富山県)
委員	加藤	秀人	(中国ブロック会・島根県)

# 第 46 回全国左官技能競技大会実施要領

## 目 的

建築技術の変遷に即応した技術向上と有能技能工の確保、新資材を開発し建設業界の発展に寄与することを目的とする。

## 大会の名称

この大会の名称は「全国左官技能競技大会」(以下「大会」)という。

## 開催期日

大会の開催期日は、平成 27 年 9 月 4 日(金)～7 日(月)の 4 日間とする。

第 1 日目：9 月 4 日 (金曜日)	開会式・競 技
第 2 日目：9 月 5 日 (土曜日)	競 技
第 3 日目：9 月 6 日 (日曜日)	競 技・審 査・理事会
第 4 日目：9 月 7 日 (月曜日)	表彰式・打上会

## 開催場所

大会の開催場所は次の通りとする。

### 競技大会会場

公益財団法人アクロス福岡「地下 2 階イベントホール」

### 開会式会場

公益財団法人アクロス福岡「1 階円形ホール」

### 表彰式会場

公益財団法人アクロス福岡「4 階国際会議場」

### 打上げ会会場 (表彰式終了後)

ホテルオークラ福岡 4 階「大宴会場平安」

### 理事会会場

公益財団法人アクロス福岡「6 階会議室 608 号室」

## 1. 選手数

大会の選手数は、1ブロック1名、全国10ブロック会より選抜された優秀選手及びブロック会長より推薦のあった日左連会長推薦枠による最大10名の優秀選手の計20名※今大会18名（標準10名）によって開催する。

（26.11.6 理事会 5名→10名変更）

尚、会長推薦出場選手の取扱いについては、ブロック会長選抜選手と同様とする。

## 2. 委員会の設置

大会の円滑なる運営と厳正公平を期するため、本部委員会、実行委員会及び審査委員会を設置するものとする。

## 3. 本部委員会の構成と業務

- (1) 本部委員会の構成は、正副会長、ブロック会長その他日左連会長より委嘱された者をもって構成する。
- (2) 本部委員会の委員長は、日左連会長がこれにあたり、大会の運営業務を統率する。

## 4. 実行委員会の構成

実行委員会は日左連理事会の議決を得た委員（次回開催ブロック会2名を含む）をもって構成する。

- (1) 実行委員会の委員長1名は日左連会長が任命する。

## 5. 審査委員会の構成

- (1) 審査委員は、日左連会長並びに審査委員長の任命を受けた委員5名をもって構成するものとし、選手を派遣した都道府県以外から選出し（北海道ブロック会については審査委員の推薦をする事が出来るものとする）、下記の事項に該当するものとする。

イ. 一級左官技能士又は、同等の資格者である者

- (2) 審査委員会の委員長1名は日左連会長が任命する。

## 6. 実行委員会の業務

実行委員会の業務は、大会の円滑なる実行を期するため、実施要領書に基づき、業務を行うものとする。

- (1) 競技全般に関する業務

イ. 別に定める総務、審査に関する説明、放送、計時、材料・工具の準備、接待会場整備に関する実行委員会業務分担表により円滑なる運営を図ること。

ロ. 競技中、変更あるいは、有事発生の場合には、実行委員長が、その措置を決定する。

ハ. その他、大会中の一切の業務を行うこと。

## 7. 審査委員会の業務

審査委員会の業務は、採点基準、採点方法に基づき、実技試験の採点業務を厳正且つ、公平に行うものとする。

### (1) 競技

競技は、8の「競技」の実施要領により業務を行うものとする。

イ. 採点基準、採点方法に基づいて遺漏なきよう、十分なる打ち合わせを行うこと。

ロ. 審査委員は、競技中及び競技終了後、採点基準、採点方法に基づき採点を行うこと。

ハ. 採点終了後は、採点用紙を点検し、競技の得点表の作成を行い表-1 のとおり表彰者を決定するものとする。

ニ. 競技中、変更あるいは、有事発生の場合には、審査委員長は、直ちに実行委員長と協議し、直ちに処置をする。

ホ. 審査委員は審査の結果についての機密保持に努めること。

表一 1 全国左官技能競技大会表彰一覧案

区分	順位	優 勝 (1名)	準優勝 (1名)	3 位 (1名)	4・5・6 位(3名)	努力賞 (12名)
内閣総理大臣賞★		賞状				
国土交通大臣賞		賞状				
厚生労働大臣賞		賞状				
国土交通省土地・建設産業局長賞			賞状			
厚生労働省職業能力開発局長賞			賞状			
福岡県知事賞★		賞状				
福岡市長賞★		賞状				
長八賞状・副賞		賞状 副賞				
(一財)建設業振興基金理事長賞		賞状	賞状	賞状		
(一社)日本建設業連合会会長賞		賞状・賞金 賞杯	賞状・賞金 賞杯	賞状・賞金 賞杯	賞金	賞金
(一社)全国建設業協会会長賞		賞状・賞杯	賞状・賞杯	賞状・賞杯		
(一社)全国技能士会連合会★		賞状	賞状	賞状		
中央職業能力開発協会会長賞★		賞状	賞状	賞状		
日 左 連	会長賞状	賞状	賞状	賞状	賞状	賞状
	副賞 (メダル・盾等)	金メダル	銀メダル	銅メダル	○	○
	賞 金※詳細別紙	○	○	○	○	○

★・・・新規申請

## 8. 競技

競技は、次の方法により実施するものとする。

- (1) 大会日程表に基づき実施する。
- (2) 競技の項目は、「施工法」、「正確さ」、「外観」、「作業態度」、「不良施工法」、「アドバイス」及び「指定外工具の使用」とする。
- (3) 「施工法」の採点は、審査委員が行うものとし、その採点方法は、「1」「2」「3」「4」の4段階(以下「4段階の判定」という)によって、次の基準並びに表一2により正数で評価するものとする。

### イ. 4段階の判定評価基準

- 「1」極めて高度の技能で非のうちどころがないと認められるもの。
- 「2」欠点がなく、通常 of 技能より良いと認められるもの。
- 「3」通常 of 技能を示したもの。
- 「4」欠点が認められ、多少の手直しを必要とするもの。

4段階の判定配点区分表

表一2

配点区分 \ 評価基準	採点 1	採点 2	採点 3	採点 4
5点の配点	5	4	3~2	1~0
10点の配点	10~9	8~6	5~3	2~0
15点の配点	15~14	13~11	10~5	4~0
20点の配点	20~19	18~15	14~8	7~0
25点の配点	25~21	20~16	15~10	9~0
30点の配点	30~27	26~22	21~15	14~0
50点の配点	50~46	45~40	39~26	25~0

- (4) 施工方法の予備評価の欄は、評価得点の基準になるので、表一2により正数で記入するものとする。
- (5) 評価得点の欄は、予備評価を参考にして、表一2により正数で評価の決定をする。
- (6) 正確さ(寸法、角度、かせい度、水平)は配点表に示す個所を測定した誤差数を記入するものとする。
- (7) 「外観」の採点は、表一2の50点の配点表により、審査委員が行うものとする。
- (8) 作業時間は、実行委員長、審査委員長が協議のうえ、短縮又は延長できるものとする。
- (9) 作業態度、不良施工法、アドバイス及び指定外工具の使用の事項に該当する場合には、×印をつけ、該当しない場合には、何もつけないものとする。
- (10) 施工法の得点の決定は、審査委員5名により採点されたものを平均し、得点とする。

るものとする。

(11) 正確さの得点は次のとおりとする。

イ. 与えられた配点により、前項6の誤差数を差し引いたものをもって得点とする。

ロ. イが配点より大きくなる場合には、配点合計より再び差し引いて得点を決定するものとする。

ハ. ロの得点がマイナスとなる場合には、零点とするものとする。

(12) 外観の得点の決定は、審査委員により採点されたものを平均し得点とするものとする。

(13) 作業時間の減点は、次のとおり採点するものとする。

イ. 標準時間より打切時間までを1分ごとに1点を減点するものとする。

ロ. 打切時間以降の作業については審査委員において協議する。

(14) 作業態度、不良施工法、アドバイス及び指定外工具の使用禁止の減点は、審査委員が協議のうえ、減点するものとする。

## 9. 最終得点の決定

最終得点の決定は、次のとおりとする。

(得点+減点残数) - その他の減点 = 最終得点

(1) 得点とは、施工法、外観の合計点とする。

(2) 減点とは、正確さ(寸法・角度・かせい度・水平度)の減点合計とする。

(3) その他の減点とは、作業時間、作業態度、不良施工法、アドバイス及び指定外工具の使用禁止の減点合計とする。

## 10. 入賞者(優勝から第3位及び4・5・6位)の決定・努力賞(7位～)について

入賞者(優勝から第3位及び4・5・6位)の決定及び順位は、次のとおりとする。

(1) 最終得点の高い者より、順次決定するものとする。

(2) 同点の場合には、年少者を上位とする。

(3) 入賞した優勝から第3位以外の選手の中で、上位3名は4・5・6位として表彰する。



努力賞については次のとおりとする。

(1) 入賞者（優勝から第3位及び4・5・6位）以外の者には努力賞を授与する。

(2) 得点順位ではなく行政順位で公表するものとする。

尚、得点と順位については出場選手の本人からのみ、事務局へ問合せし、事務局より出場選手本人のみへお伝えするものとする。その時に本人確認を行うことがある。

## 11. その他

(1) 競技、大会運営についてのクレームは総務係において処理する。

(2) ギャラリーによる応援はアドバイスと誤解を招かぬよう周知する。

以上